◇**教育基本法**（法律第一二〇号）（文部科学省）

1　この法律の趣旨をより明確にするため、前文を置くこととした。（前文関係）

2　教育の目的及び理念等について定めることとした。（第一条～第四条関係）

(一)　教育の目的
教育の目標

(二)　生涯学習の理念

(三)　教育の機会均等

(四)　教育の実施に関する基本について定めることとした。（第五条～第一五条関係）

(一)　義務教育

(二)　学校教育

(三)　大学

(四)　私立学校

(五)　教員

(六)　家庭教育

(七)　幼児期の教育

(八)　社会教育

(九)　学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力

(〇)　政治教育

(一)　宗教教育

4　教育行政について定めることとした。（第一六条～第一七条関係）

(一)　教育行政

(二)　教育振興基本計画

5　この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならないこととした。（第一八条関係）

6　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇**著作権法の一部を改正する法律**（法律第一二一号）（文部科学省）

1　放送の同時再送信に係る制度の見直し

(一)　放送される著作物等は、非営利かつ無料の場合には、専ら当該放送に係る放送対象地域において受信されることを目的として、自動公衆送信することができることとした。（第三八条関係）

(二)　放送される実演を有線放送した有線放送事業者は、実演家に報酬を支払わなければならないこととした。（第九四条の二関係）

(三)　商業用レコードを用いた放送又は有線放送を受信して放送又は有線放送を行った放送事業者等は、実演家又はレコード製作者に二次使用料を支払わなければならないこととした。（第九五条及び第九七条関係）

(四)　放送される実演又はレコードは、専ら当該放送に係る放送対象地域において受信されることを目的として、送信可能化することができることとするとともに、当該送信可能化を行う者は、実演家又はレコード製作者に補償金を支払わなければならないこととした。（第一〇二条関係）

2　情報化等に対応した定義の見直し及び権利制限の拡大

(一)　同一構内の無線通信設備による送信について、公衆送信の範囲から除外することとした。（第二条関係）

(二)　視覚障害者情報提供施設等は、公表された著作物について、専ら視覚障害者の用に供するために、録音図書を用いて自動公衆送信することができることとした。（第三七条関係）

(三)　著作物は、特許や薬事等に関する審査等の手続のために必要と認められる場合には、その必要と認められる限度において、複製することができることとした。（第四二条関係）

(四)　記録媒体を内蔵する機器の記録媒体に記録されている著作物は、必要と認められる限度における保守若しくは修理又は当該機器の欠陥等による交換のため、一時的に複製することができることとした。（第四七条の三関係）

3　著作権等の侵害とみなす行為の見直し

著作権等を侵害する行為によって作成された物を、情を知って業として輸出し又は輸出目的で所持する行為を侵害とみなす行為とした。（第一一三条関係）

4　罰則の見直し

(一)　著作権、出版権及び著作隣接権の侵害に係る刑事罰について、懲役刑及び罰金刑の上限を引き上げるとともに、法人処罰に係る罰金刑の上限を引き上げることとした。（第一一九条及び第一二四条関係）

(二)　秘密保持命令違反に係る刑事罰について、法人処罰に係る罰金刑の上限を引き上げることとした。（第一二四条関係）

5　この法律は、平成一九年七月一日から施行することとした。ただし、1の(四)については公布の日から起算して二〇日を経過した日から施行することとした。

◇**北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律**（法律第一二二号）（内閣府本府）

1　昭和二〇年八月一五日まで引き続き六月以上北方地域に生活の本拠を有していた者の子であって、次に掲げるものを「元居住者」に加えることとした。（第二条第二項第三号関係）

(一)　昭和二〇年八月一五日以前六月未満の期間内に北方地域で出生し、かつ、引き続き同日まで北方地域にいた者

(二)　昭和二〇年八月一五日後に北方地域で出生した者

2　「元居住者」又は「旧漁業権者の死後承継者」の死亡当時の子及び孫のうち主務省令で定めるもの（その者が主として当該子又は孫の収入によって生計を維持していた場合に限るものとし、子及び孫のうちに「旧漁業権者」、「元居住者」又は「旧漁業権者の死後承継者」に該当する者がある場合を除く。）は、当該死亡した者の融資資格を承継することができることとした。（第二条第二項第六号関係）

3　この法律は、平成二〇年四月一日から施行することとした。（附則第一条関係）

4　その他所要の経過措置を置くこととした。（附則第二条関係）

◇**防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律**（法律第一二三号）（防衛庁）

1　俸給の特別調整額は、管理又は監督の地位にある官職を占める職員の属する職務の級又は階級における最高の号俸による俸給月額の一〇〇分の二五を超えてはならないものとすることとした。（第一一条の三関係）

2　事務官等及び自衛官に対して支給する手当として、広域異動手当を新設することとした。（第一四条関係）

3　この法律は、平成一九年四月一日から施行するとともに、俸給の特別調整額及び広域異動手当について所要の経過措置を定めることとした。

◇**財務省組織令の一部を改正する政令**（政令第三九二号）（財務省）

1　福岡県における市町の廃置分合により、みやま市が設置されることに伴い、長崎税関の管轄区域の規定を改正することとした。（第八四条関係）

2　この政令は、平成一九年一月二九日から施行することとした。

◇**国有財産の効率的な活用を推進するための国有財産法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令**（政令第三九三号）（財務省）

国有財産の効率的な活用を推進するための国有財産法等の一部を改正する法律のうち、行政財産の貸付対象の拡大等に関する規定の施行期日を平成一九年一月二二日とした。

◇**国有財産の効率的な活用を推進するための国有財産法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令**（政令第三九四号）（財務省）

一　国有財産法施行令の一部改正

1　国以外の者に対し行政財産である土地を貸し付けることができる場合における堅固な工作物として、鉄骨造、コンクリート造、石造、れんが造その他これらに類する構造のものを定めることとした。（国有財産法施行令第一二条の二関係）

2　国以外の者に庁舎等の床面積又は敷地を貸し付ける場合に、庁舎等の床面積等に余裕がある場合として、庁舎等の床面積等のうち、国の事務若しくは事業又は企業の遂行に関し現に使用されている部分等以外の部分がある場合を定めることとした。（国有財産法施行令第一二条の四関係）